

京急プレミアポイント（MUFGカード）特約

（2021年6月1日改定）

第1条（本特約）

1. 本特約は、次条第1項に定めるクレジットカード（以下「本カード」といいます。）の会員に対し、「MUFGカード個人会員規約」（以下「会員規約」といいます。）の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。

第2条（本カードの名称と入会方法）

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」といいます。）と京浜急行電鉄株式会社（以下「京浜急行電鉄」といいます。）との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。

●京急プレミアポイントゴールド HANEDA AIRPORT PLUS

2. 入会申込者は、本特約、会員規約、京浜急行電鉄が別途定める「京急プレミアポイント規約」および「京急プレミアポイント クレジット会員特約 [MUFGカード]」（以下これらを総称し「本規約等」といいます。）を承諾のうえ、三菱UFJニコスおよび京浜急行電鉄（以下「両者」といいます。）に入会を申込むものとします。
3. 両者が本カードの本会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、三菱UFJニコスの会員資格（以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。）と京浜急行電鉄の会員資格（以下「京浜急行電鉄会員資格」といいます。）とを有するものとします。

第3条（会員資格取消等）

1. 会員が京浜急行電鉄の提供する特典・サービスを受けるにあたり不正行為を行う等京浜急行電鉄会員資格を有するに不相当であると認められた場合、京浜急行電鉄は、何らの通知、催告を要しないで当該会員の京浜急行電鉄会員資格を取消することができるものとします。これにより本会員が京浜急行電鉄会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然に京浜急行電鉄会員資格を喪失するものとします。
2. 会員が京浜急行電鉄会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消することができるものとします。
3. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、京浜急行電鉄会員資格も当然に喪失するものとします。
4. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、京浜急行電鉄または三菱UFJニコスの指示に従って、ただちに本カードを三菱UFJニコスに返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第4条（特典およびサービスの利用）

1. 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員は、京浜急行電鉄が提供する特典およびサービスを受ける場合、京浜急行電鉄所定の方法でその提供を受けるものとします。

第5条（適用除外）

会員規約中の次の規定は適用されないものとします。

- ・Mastercard (R) ブランドに関する規定

第6条（年会費）

本カードの年会費は、会員規約に記載の金額にかかわらず、以下のとおりとします。

- * 1 本カードの場合、本会員の入会初年度の年会費は無料とします。
- * 2 家族会員の年会費は、本会員の年会費請求月にあわせての請求となります。なお、家族会員の年会費は、家族会員として入会後から本会員の年会費請求月までの間は生じないものとします。

第7条（ご利用明細書）

1. 会員規約第9条第3項に定めるご利用明細書については、本会員は、「MUFGカードWEBサービス」内で「WEB明細チェック」にて提供されることを承諾します。このために、本会員は、三菱UFJニコ

スの提供する「MUFGカードWEBサービス」および「WEB明細チェック」に登録するものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、本会員の申し出によりご利用明細書を本会員の届出住所または勤務先住所へ送付する場合、本会員は、三菱UFJニコスに対し、三菱UFJニコス所定のご利用明細書に係る手数料（以下「発行手数料」といいます。）を支払うものとします。
3. 発行手数料は、当該発行手数料に係るご利用明細書で請求するカード利用によるショッピング利用代金の約定支払期日に当該代金と合算して支払うものとします。
4. 第2項の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、本会員はご利用明細書の発行手数料の支払義務を負いません。
 - ①ご利用明細書に、ショッピング利用の支払方法が2回払い、分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いによるご利用代金が含まれる場合
 - ②ご利用明細書に、リボルビング払いのショッピング利用に係る請求が含まれる場合
 - ③ご利用明細書に、キャッシングサービスまたはカードローンによるご利用代金が含まれる場合
 - ④前各号のほか、三菱UFJニコスが発行手数料の支払を要しないものとして別途認める場合
5. 第2項に定める場合であり、かつ前項各号のいずれにも該当しない場合であっても、当該ご利用明細書のご利用明細に記載されたショッピング利用代金すべてについて、第三者による不正利用その他の事由により本会員に支払義務がない場合には、三菱UFJニコスは、会員の請求により、当該ご利用明細書に係る発行手数料を返金します。
6. 前項により三菱UFJニコスが発行手数料を返金する場合には、本会員名義の預貯金口座への振込みの方法によるものとします。この場合において、ご利用代金お支払口座として三菱UFJニコスに登録された預貯金口座がある場合には当該口座への振込みとし、ご利用代金お支払口座の登録が存在しない場合には、預貯金口座の届出をしていただきます。
7. 前項の規定にかかわらず、三菱UFJニコスが会員に対して金銭債権を有している場合には、その履行期において特段の意思表示をすることなく相殺することができるものとします。
8. 三菱UFJニコスは、第5項の定めその他の事由により発行手数料の返金をすべき場合、返金すべき金員に対し利息を付さないものとします。

第8条（本特約の改定など）

1. 京浜急行電鉄と三菱UFJニコスが双方合意した以下の場合に、本特約を変更することができます。
 - (1) 本特約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本特約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 両者は前項による本特約の変更にあたり、事前に、本特約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期をホームページ（京急プレミアポイントweb）に公表する方法その他両者が適切と考える方法により、会員に周知いたします。